

◇返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

甲は乙が推薦した丙を採用した後、当該人材が退職した場合、甲は下記の割合で乙に返還金を請求するものとする。但し、甲の責めに帰すべき事由又は不可抗力の場合には、この限りではないものとする。なお、返還金の請求は、いずれもその期間内に甲が乙へ文書で申し出たものに限るものとする。

返還する金額の算定は下記に定める勤続月数により決定する。

勤続月数	返還する紹介料の割合
入社後 1 ヶ月未満	紹介料金の 50%を返金
入社後 2 ヶ月未満	紹介料金の 30%を返金
入社後 3 か月未満	紹介料金の 30%を返金

※丙が甲の事由により甲を退職した場合は、乙は第 1 項に規定する紹介料の返還することを要せず、当該紹介料を受け取る権利を有するものとする。

(1) 入社日以後 1 ヶ月以内の場合はサービス利用料の 50%を返還するものとする

(2) 入社日以後 1 ヶ月より 3 ヶ月以内の場合はサービス利用料の 30%を返還するものとする

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度はご契約書により別の定めをする場合があります。

有料職業紹介事業許可番号 / 42-ユ-300168

株式会社 コノ街デザイン 沖縄県豊見城市字豊崎 3 番地の 59